

令和 7 年度 第 1 回 刈谷市水道事業及び下水道事業審議会 議事録

1 日 時

令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 1 時 30 分～2 時 40 分

2 場 所

刈谷市役所 1 階 101 会議室

3 出席委員 8 名

齊藤 由里恵（中京大学准教授） ※会長

平山 修久（名古屋大学准教授） ※会長職務代理

松本 嘉孝（豊田工業高等専門学校教授） 午後 2 時 20 分にて退席

丸地 弘泰（丸地公認会計士事務所）

岡田 行永（刈谷商工会議所専務理事）

作田 美乃利（かりや消費者生活学校委員長）

石塚 友和（愛知県西三河水道事務所所長）

好光 正豪（中部電力ミライズ株式会社）

4 欠席委員 1 名

上田 喜久美（刈谷市女性の会連絡協議会会長）

5 事務局

久住 敬志（水資源部長）

【水道課】

柵木 秀夫（課長）

近藤 憲司（課長補佐兼工務係長）

森 精一（総務係長）

石川 美緒（主査）

鳥居 俊希（主事）

【下水道課】

喜田 信明（課長）

松井 泰隆（課長補佐兼維持係長）

稲垣 雅志（計画係長）

伊藤 和也（業務係長）

牧野 宏紀（主任主査）

大伊 智貴（技師）

6 傍聴者

なし

7 公開・非公開の別

公開

8 次第

1 議題

答申（案）について

2 その他

《 1 議題 》

答申（案）について 質疑等

（事務局より前回までの振り返りについて説明）

【委員】

水道料金について、全体的な平均改定率 30 % は敢えて載せないということでしょうか。

【事務局】

平均改定率 30 % を明記しない方向性があるのは、個々の改定率は使用水量によって変動することにより、必ずしも 30 % になるとは限らないため、供給単価 132 円／ m^3 から 172 円／ m^3 へ改定するという表現にしております。

【委員】

基本料金 50 % 改定や水量料金 22.5 % 改定という表現で市民にうまく伝わるかは難しいところ、30 % を出すと水道資料の 5 ページのモデル世帯で示されているように各世帯の状況によって増加割合が違ふということから難しいところですね。そのため、料金体系が複雑であり、市民にどのように伝えるかが課題かと思いました。

【委員】

令和 8 年 4 月の年度初めからの値上げということでしょうか。市民としては、他にも同時期にかりまるが有料化になりますし、いろんなものが値上がりになるので、値上げ時期の目途をお聞きしたい。

【事務局】

水道事業については、このままだと令和 10 年に資金ショートを起こしてしまい、事業が継続できなくなってしまう。そのため、経営戦略には令和 8 年 4 月までの料金改定を検討する旨記載いたしました。仮に令和 9 年とすると、より厳しい状況になってしまいます。

(事務局より答申(案)について説明)

【委員】

資料の3ページ1(2)イ(エ)に記載のある水道料金算定要領について、公益社団法人日本水道協会にて作成されたものである旨を示した方がよいと思います。

あともう一つ、資料の9ページ3(1)ウについて、附帯意見としては敢えて料金改定のことまで丁寧な説明はしなくも、普段から水道事業、下水道事業の積極的な広報活動に努めることまでの記載でよいのではないかと思います。

【会長】

算定要領については、日水協という記載をすることとしたいと思います。

附帯意見につきましては、広報活動に力を込めるという意味でもシンプルにした方がよいと思いますので、「その上で」以下は削除することとしたいと思います。

【委員】

料金算定期間が令和12年度までの5年間ということになっています。附帯意見のところ資料の9ページ3(2)アにも書いてあるとおり、おおむね3年から5年ごとに料金水準が適切であるか検証されたいとあるが、料金改定自体は5年間を行わないけれども検証は行うという理解でよいか。

【事務局】

今回料金改定を行ったとしても、今後5年間改定を行わないということではなく、経営戦略を毎年度の決算数値を基に分析を行い、その過程で料金改定が必要であるとの判断をした場合は、料金改定を行う可能性はあります。毎年検証していく中で大きな動きがあった場合に、必要であれば3年で改定が必要になるかもしれませんし、5年後であっても改定しないということもあると思います。

【委員】

一般家庭に配慮する表現はありますが、大口使用者に対しては考慮に入れていない印象を受けてしまいますがいかがでしょうか。

【事務局】

基本料金割合を上げることにより、結果的に大口使用者の水道料金負担割合の増加率は、小口使用者の水道料金負担割合の増加率より小さくなる旨を事実として記載することは可能かと考えます。

【委員】

結論としてではなく、プロセスの中で、逓増度を維持することとしたことについて触れると、大口使用者に対し、とるところからとろうという発想ではないということを感じてもらえると思う。

（松本委員退席）

【委員】

この意見について、資料の 9 ページ 3（2）アに、逓増度の見直しを今回は対応できなかったけれども、今後の改定の方向性としては、大口使用者に対する負担の見直しについて文章を追記するのはどうでしょうか。

【会長】

資料の 9 ページ 3（2）アで、料金体系について今後の改定のときには、負担のバランスを見ながら検討していくことを追記するかたちでいかがでしょうか。

【委員】

資料の 2（2）アの 6 ページの 2 段落目の 2 行目、一般会計からの基準外繰入金を解消する手段とあるが、おそらく下水道事業において基準外繰入金がゼロになることはないと考えられるので、減少する手段という表現で言うことができると思います。

もう一点、資料の 9 ページ 3（2）イについて、防災対策を含めて取り組んでいただくことを明記しつつ、総務省が示している繰出基準に基づく一般会計からの繰入について努めることと記載されているが、現在の書きぶりだと一般会計からの繰入れのみにクローズアップされているように見えます。今後の震災への対応をご努力いただくとともに一般会計からの繰入れについても調整いただくというかたちの方がいいと思いました。

【会長】

これは、一つの文章にするのではなく、耐震等の対策をしっかりと行ってくださいということと、その上で、こういった調整もきちんとしてくださいということとで分けて記載するかたちにしたいと思います。

【委員】

施設の耐震化という記載はありますが、施設の更新という文言が無いので、追記したほうが良いと思います。

【会長】

施設の更新について、経営戦略に沿って着々と進めていくということであれば、附帯意見というよりも前のところに記載するかたちにしたいと思います。

本日の審議会は以上となりますが、またご意見等ございましたら4月30日までに事務局宛て【資料4】意見書をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

いただきましたご意見を私と事務局とで調整し、修正をさせていただきたいと思っています。また、最終的な修正につきましては、私にご一任いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

《 2 その他 》

事務局より令和7年度第2回審議会の日程及び内容について説明。

以上